

正伝総合空手道松門会大会審判規定

H27.6 現在

(目的)

第 1 条 この規定は、松門会空手道の試合における審判技術の確立向上を図り、公正かつ正確な審判を行う事、および選手の試合中における規律ある行動の保持を目的とする。

(資格)

第 2 条 1. 3 段以上の指導者を審判員とする。
2. 4 段以上の指導者を主審とする。

(試合場)

第 3 条 1. 型及び組手の試合
①試合コートの広さは 8 メートル四方とする。但し、会場が狭い場合 7 メートルとする。
②コートの中心から正面に向かって左右にそれぞれ 1.5 メートルの間隔で、1.0 メートルの平行線を引き、これを開始線とする。(7 メートルコートも同じ。)
③開始線は正面に向かって、右側が赤、左側を白 (又は青) とする。
2. 組手の試合
①コートの中心から正面に向かって後方 2.0 メートルの位置に、0.5 メートルの横線を引き、これを主審の位置とする。(7 メートルコートも同じ。)

(試合する者)

第 4 条 1. 型及び組手の試合
①試合者は、白の伝統空手着を着用し、袖及び裾を捲くらないこと。
②原則として、女性は白のアンダーシャツを着用し、男性は着用しないこと。
③上記以外の装飾品などは身に付けないこと。
2. 組手の試合
①試合者は松門会指定のスーパーセーフ等の面・胴の安全防具と、脛あてサポーター (足の甲もカバーするもの)、拳には、拳サポーター又はパンチンググローブを着用すること。
②小学 5 年生以上は金的カバーを着用すること。
③コートには面・胴を用意するが、同等のものであれば個人の防具の使用を認める。
④防具の上に、赤又は白の紐を付け各々を区別する。
※最低限、脛あてサポーター、拳サポーター又はパンチンググローブ、金的カバー(小学 5 年生以上)は、各自用意する事。

(審判員及び監査役)

第 5 条 1. 服装
①空手着を着用すること。
②腕時計など選手に危害を及ぼす恐れのある物を身につけてはならない。
③審判員及び監査役は、笛を常備すること。
2. 型の試合
①審判員は正面を背にしてコート外にて横一線に椅子座するものとする。主審を中央にして、準決勝までは 3 名、決勝戦は原則として 5 名での審判とする。
②主審から見て右側、又は左側の安全域に公式記録席を設け、記録係り 2 名・呼び出し係り 1 名を配置する。

3. 組手の試合

- ①主審1名、副審2名（主審から見て、右前方・左後方の対角線上の案全域に座る）での審判とする。
- ②主審から見て正面の安全域に公式記録席を設け、記録係り1名・得点係り1名・時間係り1名・呼び出し係り1名を配置する。
- ③試合の運行及び審判員の公正を図るために、監査役1名（主審から見て公式記録席の左側に座る）を置く。

（審判）

第6条

1. 審判員、監査役、係員ともに正しい姿勢を保つこと。
2. 組手試合において、主審は選手の動きに合わせて移動し常に見やすい位置をとること。又、副審の判定を注視し旗の見落としがないように注意すること。
3. 主審の交代の場合、コート内の主審立ち位置にて互いに立礼し、一旦二人ともコート外に出たあと、交代後の主審により試合を始める。副審は副審の所です。

（試合の運行）

第7条

1. 型の試合
 - ①試合者は、コート係りの指示によりコート後方の安全域に整列し、主審の「正面に礼」「審判団に礼」の号令により始まり、同様にて終了する。
 - ②試合者はコート係りの呼び出しを受けてから、それぞれ赤・白の開始線後方のコート外に立ち、コートに一礼し開始線まで歩み、審判団に礼をする。
 - ③主審の「型の名前」の合図により赤・白の順に型名を名乗り、更に「始め」の合図により演武を始める。対戦相手より早く終了した場合、開始線に正座をして相手の終わりを待つ。
 - ④演武終了次第、主審の「判定をとります」の合図により審判員は座ったままで、主審の「判定」（笛：ピーッ、ピッ）の合図により赤、又は白の勝者と思われる方の旗を上げる。主審の「元へ」（笛：ピッ）の合図により審判員は旗を下げる。主審はその場に立ちあがり、勝者の旗を上げ勝敗の宣言をする。
 - ⑤選手は主審の「礼」の合図により審判団に礼をし、更に主審の「下がって」の合図により退場する。このとき選手は、入場と逆の手順により待機場所まで戻る。
2. 組手の試合
 - ①そのコートの試合は、試合者が赤・白に別れコート左右の安全域に整列し、審判員はコート外後方の安全域に、正面に向かって主審を中心に整列する。
 - ②主審の「正面に礼」「審判団に礼」「お互いに礼」の号令により始まり、同様にて終了する。
 - ③試合者は、コート係りの呼び出しにより、各サイドコート外の位置に選手同士が見合って立ち、主審の「選手中へ」の合図により開始線まで歩む。
 - ④主審の「お互いに礼」の合図により試合者相互が礼をし、更に主審の「勝負始め」の合図により開始する。
 - ⑤主審の「止め」の合図により試合者は各開始線に戻り、「それまで」の合図の後に勝敗の宣言を受ける。更に「お互いに礼」の合図により試合者相互が礼をし、握手を交わして退場する。（時間短縮など進行の都合により握手をしない場合もある。）
 - ⑥組手の試合時間は、幼児・小学生・中学生・高校生は、1分30秒。一般は、2分とする。
本戦で勝敗が決しない場合は、1分間の延長戦をおこなう。再延長はない。
3. 試合中の一切の運行は、主審の指示によって行う。

（試合の勝負）

第8条

1. 型の試合
 - ①赤・白のトーナメント方式で、旗判定で勝敗を決める。旗数を多く獲得した者を勝ちとする。
但し、試合人数によっては点数制による選抜方式もある。

- ② 1回戦から決勝戦までの演武型は、松門会大会種目を要領とする。
- ③ 優勝・準優勝・3位（2人）・敢闘賞（4人）を、表彰する。但し、試合人数により3位・敢闘賞の削除はある。

2. 組手の試合

- ① 勝負は、1本勝ち。3ポイント先取りによる勝ち。ポイント差による勝ち。又、反則・失格、棄権が課せられることにより決まる。
なお、相打ちの場合はポイントを与えないものとする。
- ② 同点、又は得点がなかったときは延長戦とする。
- ③ 延長戦においては、1ポイント先取りとする。
但し、双方にポイントのないときには、本戦も含めた試合内容等を考慮し判定により勝ちを決める。引き分けはない。
- ④ 攻撃部位として、上段は防具面部の顔面部で、耳より後ろは反則とする。中段は防具胴部の胸部・腹部・側面とし、背部は反則とする。（背部寸止めは可。）
- ⑤ 反則によって判定がくつがえる場合、又、失格・反則負けとなる場合は審判協議によること。このときの審判協議は監査役を交えて行うこと。
- ⑥ 優勝・準優勝・3位（2人）・敢闘賞（4人）を、表彰する。但し、試合人数により3位・敢闘賞の削除はある。

（型における判定基準）

- 第9条 1. 型の中止や間違いがないか。（この場合は失格となる。）
- 2. 型の途切れ、バランスの崩れ。
 - 3. 突き、蹴り、受けの力強さ、立ち方や姿勢の正確さ。
 - 4. 型の流れや美しさ。
 - 5. 着眼、気合、呼吸、態度。

（組手における判定基準）

- 第10条 1. 1本の判定
- ① 正確な技を決め残心を示したときに、相手に相当なダメージを与え試合続行が危険な状況と判断した時。
 - ② 相手を倒し、防御が不可能な状況で寸止めにて極めたとき。
2. 技あり等の判定
- ① 1本には不十分である場合を技ありとする。
 - ② その技の種類や強さによりポイント数は異なる。（第11条2.3）
3. 時間切れの合図と同時にかけた有効な技は認める。
但し、主審の「止め」の合図の後の技は認めない。
4. 試合者双方が場外に出たときかけた技は無効とする。
但し、攻撃した者が瞬間場内にあり、主審の「止め」の合図の前にかけた技は認める。
5. 試合時間内に1本、技あり等、また失格負けのないときは次の各項により総合的に優劣を判定する。
- ① 多くの技をしかけるなど、気迫・戦略及び技術の優劣
 - ② 武道としての試合態度や、反則・場外・無防備の注意の有無

（得点の判定基準）

- 第11条 1. 1本（3ポイント）
- ① 正確な技を決め残心を示したときに、相手が倒れ起き上がれないとき。又、膝を着いたりふらつく等、試合続行が危険と判断したとき。
 - ② 入り身や足払いにより倒し、瞬時に寸止めにて極めたとき。
但し、この際当ててしまったときは反則とする。

2. 技あり（2ポイント）
 - ①上段の蹴りが入ったとき。
 - ②相手がバランスを崩しふらつくなど、ダメージが残るような強い突きや中段蹴りが入ったとき。
3. 有効（1ポイント）
 - ①面・胴に正確で有効な突き、打ち蹴り（上段除く）が入ったとき。（背面は寸止め。）
 - ②軽い技であっても相手が無防備であったり、二度三度同様な技を当てたとき。
 - ③中段のバックハンド（上段は反則）が入ったとき。

（禁止事項）

- 第 12 条
1. 禁止技（カテゴリー 1）と、禁止される行為（カテゴリー 2）があり、それぞれに違反（反則）の懲罰が異なる。（第 14 条）
 2. 禁止技（カテゴリー 1）は反則注意となる。
 - ①防具以外への直接加撃。
 - ②股間部（金的）への加撃。
 - ③背面及び転倒者への直接加撃。
 - ④下段蹴り。（足払いは良い。）
 - ⑤頭突き、アッパーカット、肘打ち、膝蹴り。
 - ⑥負傷の原因となる投げ技、関節技。
 - ⑦掴み、組み付き、暴力的な体当たり。
 - ⑧上段へのバックハンド
 3. 禁止行為（カテゴリー 2）は警告となる。
 - ①場外逃避や無防備（背を向けたり下を向くなど、自己防衛が出来なかった場合。）
 - ②コート内を逃げ回ったり時間を空費するための行為。
 - ③技の掛け逃げ。
 - ④対戦相手・審判に対する無礼な態度、暴言。

（場外・無防備）

- 第 13 条
1. 場外とは、片足の全部がコート外に出ることを言う。押されたり転倒したりもつれあって出たときは除く。
 2. 無防備とは、相手の攻撃に対して後ろを振り向くなど、逃げたり戦意消失の姿勢が見られたとき。又、明らかに実力が違う等危険を感じたら、主審は速やかに「注意」を宣告すること。

（懲罰）

- 第 14 条
1. 警告
 - ①禁止技（カテゴリー 1）の不可抗力や軽微な 1 回目の行為に課せられる。
 - ②禁止行為（カテゴリー 2）の 1 回目に課せられる。
 - ③警告は 2 回目以降、注意となる。
 2. 注意
 - ①禁止技（カテゴリー 1）及び警告を受けた後の違反に対し課せられる。2 回の反則注意で反則負けとする。（審判協議の上。）
 - ②禁止行為（カテゴリー 2）に対する場合は、注意の度に相手に 1 ポイントの得点が与えられる。
 3. 反則
 - ①非常に重大な違反、又は 2 回目の反則注意に対して課せられる。競技者は反則負けとなる。
 4. 次の場合は、直ちに失格となる。
 - ①明らかに意図的に禁止技を行い、相手が負傷又は試合続行不可能となったとき。
 - ②審判の指示に従わぬとき。

③極度に興奮し、武道空手の試合にそぐわない態度があったとき。

(判定)

第 15 条 1. 本戦の判定で勝敗が付かなかったときは、延長戦を行う。

(延長戦)

第 16 条 1. 延長戦は、1 分間・1 ポイント先取りとする。
2. 1 分間の延長戦でも決着が付かなかったときは、審判協議をしないで判定にて必ず勝敗を決める。再延長はしない。

(試合中の負傷・事故)

第 17 条 1. 負傷が軽微で試合に耐えられるにも拘わらず試合の継続を拒み、又は、負傷以外の事で試合の中止を申し出たときは、監査を交え審判協議のうえ棄権として相手の勝ちとする。
2. 双方の責任により負傷のとき、若干の時間を取り様子を見て判断する。
尚、試合続行が不可能なときは、監査を交え審判協議をして、それまでの試合の優劣で勝敗を決める。
3. 負傷により、大会医師から試合中止の宣告を受けた者は、試合を継続することが出来ない。

(障害保険)

第 18 条 1. 本大会での負傷・事故等において、大会医師による応急処置はするが、その後の治療については主催者は一切責任を負わないものとする。
2. 参加団体・個人は、必ず事前にスポーツ保険等に入っていること。
3. 念の為、当日は保険証を持参すること。

(異議の申し立て)

第 19 条 1. 試合者は、審判の宣告に対して直接、異議の申し立てはできない。
2. 試合運営上に問題があった場合は、監査（監査がない場合は主審）はこれを解決し不正をただす。
3. 審判員の判定が明らかに試合審判規定に違反をしていると思われるときは、試合終了後直ちに試合者所属の責任者を通して、監査役に対して異議の申し立てを行うことができる。